第百五十二条の二十七中「第三十八条第六号」を「第三十八条第七号」に改め、同条第一号中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に改め、同条を第百五十二条の二十七の二とし、第百五十二条の二十六の次に次の一条を加える。

（信用格付業者の登録の意義その他の事項）

第百五十二条の二十七　準用金融商品取引法第三十八条第三号に規定する金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二　信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項

イ　商号、名称又は氏名

ロ　法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称

ハ　本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三　信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四　信用格付の前提、意義及び限界

第百五十七条第一項中「又は承認」を「、承認又は指定（以下「認可等」という。）」に、「労働金庫が内閣総理大臣及び厚生労働大臣若しくは金融庁長官及び厚生労働大臣に対してする申請又は令第十条の二第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長が行う認可等のうち、他の財務局（福岡財務支局を含む。）の管轄区域に影響を及ぼすと認められる認可等」を「次に掲げる認可等に関する申請」に改め、同項に次の各号を加える。

一　労働金庫が内閣総理大臣及び厚生労働大臣若しくは金融庁長官及び厚生労働大臣に対してする申請又は令第十条の二第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長が行う認可等のうち、他の財務局（福岡財務支局を含む。）の管轄区域に影響を及ぼすと認められる認可等

二　法第八十九条の五第一項の規定による指定

別紙様式第十四号の次に次の一様式を加える。

別紙様式第15号（第152条の２の11関係）

（日本工業規格Ａ４）

業務に関する報告書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

年　月　日提出

金融庁長官　殿

厚生労働大臣　殿

提出者　（郵便番号　　）

所在地

電話番号（　　）　－

商号又は名称

代表者又は管理人の役職氏名　　印

目次

1　紛争解決等業務の概要
2　紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間
3　組織に関する事項
4　紛争解決委員及び役職員の増減
5　役員の氏名等
6　他の事業の種類及び内容
7　役員の兼職状況
8　主要議決権所有者並びに親法人及び子法人の氏名等
9　意思決定機関の状況
10　加入金庫等の状況
11　紛争解決等業務の状況
(1)　苦情処理手続の実施状況
(2)　紛争解決手続の実施状況
(3)　紛争解決等業務の料金等の総額（当期の状況）
(4)　紛争解決等業務に関する苦情の件数及び内訳（当期の状況）
12　他の指定紛争解決機関その他の者との連携の状況
13　その他特記事項

（記載上の注意）

この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

1　紛争解決等業務の概要

2　紛争解決等業務を行う営業所又は事務所の名称、所在地並びに当該業務を行う日及び時間

名称（設置年月日）	所在地	業務を行う日及び時間
（　年　月　日）	郵便番号　－ 電話番号（　） 電子メールアドレス　－	
（　年　月　日）	郵便番号　－ 電話番号（　） 電子メールアドレス　－	
（　年　月　日）	郵便番号　－ 電話番号（　） 電子メールアドレス　－	
（　年　月　日）	郵便番号　－ 電話番号（　） 電子メールアドレス　－	
（　年　月　日）	郵便番号　－ 電話番号（　） 電子メールアドレス　－	